

令和8年 第2回

士幌町議会臨時会議案

令和8年3月26日

- 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
議案第 1 号 副町長の選任について
議案第 2 号 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 3 号 士幌町火葬場条例の一部を改正する条例案
議案第 4 号 令和 7 年度士幌町一般会計補正予算（第 16 号）
議案第 5 号 令和 7 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 5 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 26 日

士幌町議会議長 河口 和吉 様

士幌町長 高木 康弘

議案第 2 号

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

士幌町長等の給与等に関する条例(昭和46年条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第13項の次に次の1項を加える。

- 14 令和8年4月1日から令和8年4月30日までの間に限り町長の給料月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる額に100分の80を乗じて得た額とし、令和8年4月1日から令和8年4月30日までの間に限り副町長の給料月額は、同項の規定にかかわらず100分の90を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

令和8年4月1日から令和8年4月30日までの間に限り、町長の給料を20%、副町長の給料を10%削減するため、条例を改正するものである。

議案第3号

士幌町火葬場条例の一部を改正する条例案

士幌町火葬場条例の一部を改正する条例

士幌町火葬場条例（昭和50年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、当該許可に係る死亡者が本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本町の住民基本台帳に記録されている者又はその者の死産児の場合は、無料とする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	単位	使用料
15歳以上の死者	1体	35,000円
15歳未満6歳以上の死者	1体	28,000円
6歳未満の死者	1体	21,000円
死産児、死胎	1体	14,000円
人体の部分	1体	14,000円
胞衣産わい物	1体	14,000円
改葬に伴う埋葬死体	1体	14,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

町民の火葬場使用料について無料とするため、条例を改正するものである。